

平成28年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年3月18日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について
日程第 2 議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第 4 議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について
日程第 6 議案第28号 板倉町農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第 7 陳情第 1号 町道3183号線の拡幅整備について
日程第 8 陳情第 2号 町道3123号線の拡幅整備について
日程第 9 陳情第 3号 町道1134号線の拡幅整備について
日程第10 陳情第 4号 町道5090号線の拡幅整備について
日程第11 陳情第 5号 町道2329号線の拡幅整備について
日程第12 閉会中の継続調査・審査について

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林武雄君 | 2番 | 針ヶ谷稔也君 |
| 3番 | 本間清君 | 4番 | 亀井伝吉君 |
| 5番 | 島田麻紀さん | 6番 | 荒井英世君 |
| 7番 | 今村好市君 | 9番 | 延山宗一君 |
| 10番 | 黒野一郎君 | 11番 | 市川初江さん |
| 12番 | 青木秀夫君 | | |

○欠席議員（1名）

- 8番 小森谷幸雄君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 栗原実君 |
| 教育長 | 鈴木優君 |
| 町長補佐 | 中里重義君 |
| 総務課長 | 根岸一仁君 |
| 企画財政課長 | 小嶋栄君 |
| 戸籍税務課長 | 丸山英幸君 |

環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員 局長 会長	多田孝君
農業委員 局長 会長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	川野辺晴男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(青木秀夫君) おはようございます。

本日は今定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(青木秀夫君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長並びに産業建設生活常任委員長より委員会付託案件の審査結果報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

これより日程に従いまして、議事を進めます。

○議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について

議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○議長(青木秀夫君) 日程第1、議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、この5議案につきましては、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長(今村好市君)登壇]

○予算決算常任委員長(今村好市君) それでは、予算決算常任委員会に付託されました事件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則の規定により報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算から議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算までの5件であります。

審査の内容につきまして申し上げます。10日から16日までの4日間にわたり、各課、局の担当課長及び担当係長から説明を受け、各委員から質疑応答を重ね、慎重なる審査を行ってまいりました。

新年度の予算の説明に際し、執行部から予算見積書により、各事業の説明があり、議会としても事業内容を詳しく理解し、審査することができました。

そして、16日には各会計の新年度予算全般にわたる総括質疑を行いました。審査の内容につきましては、各議員十分ご承知のことと思っておりますので、省略をさせていただきます。また、執行部のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

それでは、審査結果について申し上げます。

議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について、この案件についても原案の

とおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、報告申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 以上で、予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑を行い、審議決定いたします。

初めに、日程第1、議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、日程第2、議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり、原案可決とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり、原案可決とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○議案第28号 板倉町農産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（青木秀夫君） 日程第6、議案第28号 板倉町農産物直売所の指定管理者の指定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。最終日でありまして、お世話になるところであります。また、ただいまは27号までの予算、合意をいただきまして、ありがたく思います。

それでは、議案第28号について説明を申し上げます。板倉町農産物直売所の指定管理者の指定についてということであります。

本案につきましては、板倉町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき公募を行い、3月2日に選定委員会を開催し、審査を行った結果、申請者のPICO株式会社、代表取締役、高橋優の審査結果が、指定管理者候補者として適切であると判断されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をすることについて議会の議決を求めるものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称、板倉町農産物直売所健康の郷「季楽里」。所在地、板倉町大字海老瀬8487番1であります。

次に、指定管理者となる法人その他の団体は、所在地群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1745-2F、2階、名称、PICO株式会社、代表取締役、高橋優であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を予定しております。

なお、基本協定書につきましては、群馬県の指定管理者の指定手續等に関するガイドラインに準じまして作成いたしております。過日、臨時議員協議会にてご説明し、ご意見をいただき、一部修正を加えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては以上のとおりでありますので、担当の課長の説明は予定いたしておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備について

陳情第2号 町道3123号線の拡幅整備について

陳情第3号 町道1134号線の拡幅整備について

陳情第4号 町道5090号線の拡幅整備について

陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備について

○議長（青木秀夫君） 日程第7、陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備についてから日程第11、陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備についてまでの5議案を一括議題といたします。

本陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

延山産業建設生活常任委員長。

[産業建設生活常任委員長（延山宗一君）登壇]

○産業建設生活常任委員長（延山宗一君） それでは、産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、板倉町議会会議規則の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備についてから、陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備についてまでの5件であります。

この5つの案件についてですが、委員全員で現地調査を行い、道路等の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

その審査結果については、5件ともに採択であります。理由としては、願意を妥当と認めであります。

まず、陳情第1号 町道3183号線外の拡幅整備についてですが、本路線は、地域住民の生活道路であり、現況の幅員が2.5メートル程度と狭く、消防車両等の緊急車両の進入に支障を来すことが想定されます。また、沿道地権者の同意もあることから、採択といたしました。

次に、陳情第2号 町道3123号線の拡幅整備についてですが、本路線は、地域住民の生活道路であり、現況幅員が2メートル程度と狭く、さらに片側に素掘りの水路があることから、自動車等のすれ違いに支障を来すことが想定されます。また、沿道地権者の同意もあることから、採択といたしました。

次に、陳情第3号 町道1134号線の拡幅整備についてですが、本路線は、町道1344号線、もとの国道354号線からの浮戸集落へ入る重要な道路であり、児童の通学路としても利用されていますが、幅員が狭く、緊急車両等の通行に支障を来しているほか、大雨による道路の冠水が想定されます。また、沿道地権者の同意もあることから、採択といたしました。

次に、陳情第4号 町道5090号線の拡幅整備についてですが、本路線は、地域住民の生活道路であり、現況幅員が2メートル程度と狭く、緊急車両等の進入に支障を来すことが想定されます。また、現状必要な用地の確保については、地権者による寄附の同意もあることから、採択といたしました。

次に、陳情第5号 町道2329号線の拡幅整備についてですが、本路線は、地域住民の生活道路であります
が、隣接する圃場に排水路がなく、大雨時には道路が冠水してしまい、自動車等の通行に支障を来すことが
想定されます。また、現状必要な用地の確保については、地権者による寄附の同意もあることから、採択と
いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（青木秀夫君） 委員長の報告が終わりました。

初めに、日程第7、陳情第1号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、日程第8、陳情第2号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより陳情第2号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第9、陳情第3号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより陳情第3号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第10、陳情第4号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより陳情第4号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第11、陳情第5号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより陳情第5号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。本陳情を採択にすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

○閉会中の継続調査・審査について

○議長（青木秀夫君） 日程第12、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査・審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○議長（青木秀夫君） 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許しますが、その前にちょっと一言、私のほうからも述べさせてもらいたいことがありますので、一、二分お願いしたいと思います。

先ほど、各28年度予算案とも原案どおり可決されたわけですがけれども、4日間の予算決算委員会の中で詳しく各委員からも要望あるいはいろいろな意見が出されておりますので、100点満点、満額で同意したと、賛成したということではないと思いますので、その辺の内容のことも含めまして、いよいよ4月、28年度開始に当たって、約1年間あるわけですから、予算の執行に当たっては、その1年間に有効に執行されるように、議会の意向といえますか、要望、意見も少しは聞き入れてもらって、参考にしてもらって、効率よく、よい予算執行ができますよう、議会を代表してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、町長に発言いただきたいと思います。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 大変お疲れさまでございました。今議会、予算議会ということで、16日間の長い日程でご審議いただきました。

国の法改正に伴う上位法の変更に伴う条例の変更が、議案としては多かったわけであります。28議案のうち16議案ということではありますが、近年、この種の事務量の増加が年々大きくなるため、上位法が変わるわけですからやむを得ないことではありますが、小規模自治体の町村にとっては事務量の莫大な増加があるわけでありまして、大きな負担を感じるところであります。全国同じ自治体が、全てこういったことをやっているということでもあります。

先ほど、季楽里の指定管理委託につきましては、先般、小森谷あるいは今村両議員の指摘を受け、さらなるご審議の上、ただいまご承認をいただいたということで、ありがとうございました。受託者であるP I C O社につきましては、ご承知のように心配される点もあるわけではありますが、審査会の総合的な判断により承認をいただいたということと受けとめておりまして、それを踏まえての議会のただいまの承認でありますので、立地条件が決してよくない中のあの場所で、ぜひ全力で頑張ってもらえればというふうに思っております。強くそういったものも伝えておきたいというふうに思っております。

なお、それであっても、今後の事業展開には注視をしておりますので、また同様、議会の皆様にも、そういう観点からもよろしくお願いしたいと思います。

住民発議による館林市との法定協議会の設置要請の件につきましては、法の定めにより付議させていただく予定であります。合併を前提とした該当自治体同士の話し合いの場の設置を求める議案ですので、合併の是非、賛否を問うものではございません。自治体の首長の立場としては、議会にそここのところの履き違いをせずに、紳士的に対応をお願いできればと思っております。各議員、個人の考え方もあろうかと思いますが、国の法律で定める手順や期限が決まっておりますので、その場に臨んだ上、相互の意見交換や議論の後、賛否を伺わなければならないとの形になりますので、町民の代表者として、そういう意味での責務もあるわけですので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、話はちょっと変わりますが、私、個人的な考え方ではありますが、最近の本会議について感じますことを述べさせていただきます。知らないので教えてください、これは何のことでしょうか的な質問が多く感じられます。また、議会は議論すべき場でありますので、1期目の議員さんもおりますので、やむを得ない面もございますが、町民目線から考えると、日常の議員活動の中で、そういったものに関しては、ぜひ担当課に立ち寄っていただいて、事案の内容をあらかじめ調査し、おおむね知った上で臨んでいただければというふうに思っておるわけであります。

以前にも述べましたように、他町の議会と比較をしますと、比較をすることそのものの是非論、比較する必要もある、ないという論議も片やあるかと思いますが、今回の予算議会であっても、先ほど申し上げました板倉町の16日間に対し、予算規模が約3倍弱ですが、議員定数も3人多い大泉町でこそ今回は、今回はです。17日間で板倉町と同等であります。明和町は10日間、千代田町も10日間、同じく予算規模が板倉町の約1.5倍、人口もその程度、議員数も2人多い14人の邑楽町も11日間でありました。比較をしますと、どう見ても長いほうになります。

より効率的な議会、より有意義な議論、言いかえれば議論とは、事業内容を知った上での議論ということではありますが、それをすべきだと考えます。そのことは多忙な議員さんも、率直に言ってほぼ市議会と同じ、いわゆる活動の幅をお持ちであるわけでありましたが、歳費は6割程度と、私も過去、経験しておりますので、決して十分だとは言えない中での議員さんにとっても貴重な一日一日であろうと思っておりますし、また行政側にいたしましても、議会に臨む課長のほか各係長も、議員さんの質問等々の答えに不備があってはしょうがないということも踏まえ、係長以上といえますか、係長も関連するいわゆる職員も待機をし、一緒になって裏方として働いているというようなことを考えますときに、サービスの多様化に伴う事務量の増加があるという、先ほど冒頭申し上げましたが、これは国の政策の変更でやむを得ないわけですが、最近それが非常に多いというようなことも含め、行政にとっても、職員にとっても一日一日というのは非常に貴重でありまして、それらを考えますと、より効率的、効果的に議会運営を図るということは、両者にとっても決してマイナスではないと、プラスになるのではないかというふうにも考えておりまして、目指すべきは最少の労力で最大の効果をあらわすということでありまして、さらに一層の議会の改革をこういった面も検討いただければありがたいなという感じを持っております。

個人的な考えを申し述べて恐縮ではありますが、行政全体あるいは経費、人件費も含め非常に総合的に判断をしなければならぬ私の個人的な見解ということで受けとめていただいて、ご検討いただければありがたいと思っております。

きょうあたりは、桜のシーズンに入りつつある暖かさを感じるわけでありまして、4月1日に向けてのこの3月後半、年度末行事、そして今度は年明け行事ということで、例年どおりの最も昼、夜、忙しい時期となります。私どももちろんであります。議員各位、ぜひご健勝にてのご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。よろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上をもちまして平成28年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時36分）